訪問看護重要事項説明書・個人情報保護方針説明書

当事業所は利用者に対して訪問看護のサービスを提供します。事業所の概要や提供される
サービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次のとおり説明いたします。

1．事業所

法人名	公益社団法人 宮城県塩釜医師会
法人所在地	宮城県塩竈市錦町7番10号
電話番号	022－364－3301
代表者氏名	会長 平澤 頼久

2．事業所の概要

事業所の名称	塩釜医師会訪問看護ステーション
事業所の所在地	宮城県塩竈市錦町7番10号
連絡先（電話）	022－364－3455
〃（ＦＡＸ）	022－361－5015
開設者	公益社団法人 宮城県塩釜医師会
事業所長(管理者)名	高橋 啓子
事業内容	指定訪問看護事業、介護予防訪問看護事業 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業
根拠法	健康保険法・介護保険法
事業所番号	0460390024
指定年月日	平成8年2月1日
訪問実施地域	塩竈市(浦戸を除く)・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町

3．事業所の職員体制

当事業所では利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置
しております。

職員の職種	人数	備考
管理者	1名	(看護職員と兼務可)
看護職員	2.5名以上	看護師又は准看護師常勤換算数2.5名以上 (内、常勤1名以上)　管理者含む
事務員	1名	

4．営業日及び営業時間

営業日 営業時間	月～土曜日。日・祝日は休み。8月15・16日、12/30～1/3は休み。 平日：午前8時30分～午後5時。土：午前8時30分～午後2時30分。 ただし、24時間・365日の緊急時訪問看護体制を整えております。

5．当事業所の訪問看護サービスの特徴

(1)在宅で安心して療養生活をしていただけるよう、必要時、いつでも訪問できる24時間の訪問
看護を実施しています。
(2)看護師は、知識や技術、人間性を研いて、より良い看護サービスが提供できるよう努めます。
(職員に対し、外部研修、内部研修を適時実施しています)

6．訪問看護サービス内容

(1)病状観察
(2)日常生活の援助(清拭、食事、排泄援助、終末期の看護)
(3)医師の指示による診察の補助業務(床ずれの予防と創の処置、カテーテル等の管理)
(4)リハビリテーション
(5)在宅酸素や人工呼吸器等の管理
(6)その他 医師の指示による医療処置、緊急時訪問看護
(7)療養生活や介護方法の指導
(8)保健福祉サービスの紹介や連携

７．利用料金

（１）介護保険適用の訪問看護利用料・（介護予防）居宅療養指導料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

①【 利用料 ～基本料金・昼間～ 】（1回の料金）

＜　要支援者　＞	訪問時間	費用（10割）	1割自己負担	2割自己負担	3割自己負担
看護師が行う訪問看護	30分未満	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分～60分未満	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	60分～90分未満	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
＜　要介護者　＞	訪問時間	費用（10割）	1割自己負担	2割自己負担	3割自己負担
看護師が行う訪問看護	30分未満	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分～60分未満	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	60分～90分未満	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
サービス提供体制強化加算	（訪問1回につき）	60円	6円	12円	18円
看護体制強化加算	（月1回）	2,000円	200円	400円	600円

※　**基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25％増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50％増しとなります。**

②付加サービス

			費用（10割）	1割自己負担	2割自己負担	3割自己負担
緊急時訪問看護加算（月1回）	24時間連絡体制（電話相談も含む）を契約している場合（なお24時間連絡体制を契約している方は、緊急訪問時の利用料金はいただきますが、1回目の夜間、深夜、早朝の割増料金の加算はありません）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算（月1回）	特別な管理が必要な利用者様の場合（在宅酸素療法や気管カニューレ、留置カテーテル等を使用しており、厚生労働大臣が定める状態にある場合）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
			2,500円	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	訪問看護に1時間30分以上要したとき（厚生労働大臣が定める状態にある場合）		3,000円	300円	600円	900円
二人の看護師が同時に訪問看護を行う場合の加算（厚生労働大臣が定める基準にある場合）		30分未満	2,540円	254円	508円	762円
		30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円
初回加算	新しく訪問看護計画を作成した場合	退院日または退所日	3,500円	350円	700円	1,050円
	（過去2ヶ月間、訪問看護を受けていない場合）	上記以外	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	退院（所）につき1回又は2回		6,000円	600円	1,200円	1,800円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を、歯科医師等に情報提供を行った場合		500円	50円	100円	150円
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケア行った場合		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
介護職員等処遇改善加算	月額合計単位数の1.8%					

※合計金額は、単位数に介護職員等処遇改善加算を追加し、地域加算を掛けた金額となります。

※介護保険適用の場合、交通費は無料となります。

（２）医療保険適用の訪問看護利用料

①看護師が行う訪問看護の基本料金

月訪問回数	訪問看護費用				1割 自己負担	2割 自己負担	3割 自己負担
	基本療養費	管理療養費Ⅰ	訪問看護物価対応料 1	合計			
初回/月	5,550 円	7,710 円	60 円	13,320 円	1,332 円	2,664 円	3996 円
2日目以降/月		月2日目以降単一建物居住利用者が20名未満					
週3日まで	5,550 円	3,010 円	20 円	8,580 円	858 円	1,716 円	2574 円
週4日目以降	6,550 円			9,580 円	958 円	1,916 円	2874 円

②末期がん・神経難病、人工呼吸器使用の方等、1日に複数回訪問看護が可能で、訪問日に
以下の料金が加算されます。

	費用	1割 自己負担	2割 自己負担	3割 自己負担
1日に2回の訪問看護を実施した場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
1日に3回の訪問看護を実施した場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円

③その他加算

	費用	1割 自己負担	2割 自己負担	3割 自己負担
訪問看護ターミナルケア加算	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
特別管理加算（重症度等の高いもの）	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
〃 （上記以外）	2,500 円	250 円	500 円	750 円
24時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
複数名訪問看護加算（看護師）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円
夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜（22時～翌6時）訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1260 円
乳幼児加算(厚生労働大臣が定める者)	1,800 円	180 円	360 円	540 円
〃 （上記以外）	1,400 円	140 円	280 円	420 円
退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療DX情報活用加算	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護医療情報連携加算	1,000 円	100 円	200 円	300 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1,050 円	105 円	210 円	315 円

提供するサービスにより、対象となる加算等が異なりますので、その都度説明させていただきます。
なお、休日（日曜日・祝日）の場合、5,000円を徴収させていただきます。

④交通費

通常のサービス提供地域内（片道分のみ）2kmまで200円、2kmを超え1㎞毎に100円が
加算となります。

（３）利用料金の支払い

・口座振替の場合は、翌月の27日が口座振替となります。27日が休業日の場合は、その翌営業日となります。
・現金の場合は、翌月の10日前後、訪問時に領収証と引き換えで集金させていただきます。

（４）その他

①上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供した時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
②介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、当事業所が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
③介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は利用料全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。
④ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様のご負担になります。

８．利用の中止、変更、追加

(1)利用予定日の前に契約者の都合により、サービスの利用中止または変更、追加を希望する場合はサービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。

窓口　連絡先　　022－364－3455

(2)利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。
ただし、ご契約者のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日午後5時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	当日の利用料金の10%

９．身体拘束・虐待の禁止、防止と対応

当事業所は、原則として身体拘束や行動を制限する行為を行いません。ただし、生命又は身体を保護する為やむを得ず身体拘束を行う場合には、十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともに、理由や時間等を記録に残します。
当事業所は、従業員に対して虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、権利擁護、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止に関する対応を行います。当事業所に関する内容以外でも、虐待に関する御相談があれば遠慮なくお申し出ください。

身体拘束・虐待防止責任者　　高橋　啓子（訪問看護ステーション管理者）
山本　昭（塩釜医師会事務長）

10．衛生管理

当事業所は、感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底しています。従業員の清潔の保持及び健康状態についても必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品等について、衛生的に努めます。

11．業務継続に向けた取組の強化（ＢＣＰ）

当事業所は、感染症等や非常災害の発生時において、継続的にサービスの提供を実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定しております。
従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修を実施し、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、変更を行います。

12. サービス内容に関する苦情・相談

当事業所が行う訪問看護サービスについての苦情・相談は下記の窓口で承ります。

①当事業所の苦情・相談窓口

電話番号　022－364－3455　（ 担当者:高橋啓子 ）

②その他、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び各市町の介護保険窓口があります。

・宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室
電話番号　022－222－7700　（ 住所:仙台市青葉区上杉1－2－3 ）

・塩釜市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 介護保険係
電話番号　022－364－1204　（ 住所:塩竈市本町1－1 ）

・多賀城市 保健福祉部 介護障害福祉課 介護保険係
電話番号　022－368－1141　（ 住所:多賀城市中央2－1－1 ）

・松島町 健康長寿課・高齢者支援班
電話番号　022－355－0677　（ 住所:宮城郡松島町根廻字上山王6－27 ）

・七ヶ浜町 長寿社会課 介護保険係
電話番号　022－357－7447　（ 住所:宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5－1 ）

・利府町 保健福祉部 地域福祉課 介護福祉係
電話番号　022－767－2198　（ 住所:宮城郡利府町利府字新並松4番地 ）

13. 緊急時および事故発生時の対応方法

（1）緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応の上、利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

（2）当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責任にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

（1）看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いは、いたしかねますので、ご了承ください。

（2）看護師等は、健康保険及び介護保険上、利用者の心身の機能の維持回復のために、療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますのでご了承ください。

（3）看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

（4）記録の保存期間は5年間となっております。（宮城県独自基準）

（5）ご利用者様本人以外の写真や動画の撮影・録音などをインターネットなどに掲載するなどの行為は迷惑行為に当たりますのでご遠慮ください。

（6）ご利用者様・ご家族様等から職員へのパワー・セクシャルなどのハラスメント行為（暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為）は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

（7）当事業所は、従業員に対してパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の予防策として定期的な研修を実施しております。
職員からご利用者様・ご家族様等へのハラスメントについては、ご利用者・ご家族様等から直接ハラスメント相談窓口にご相談ください。

ハラスメント相談窓口
担当者　高橋啓子:022－364－3455（訪問看護ステーション管理者）
山本　昭:022－364－3301（塩釜医師会事務長）

15. 秘密保持

（1）事業者及びサービス従事者を使用するものは、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。その守秘義務は、本契約終了後も同様です。

（2）事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。

（3）前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者の家族等の個人情報を用いる事ができるものとします。